

## 確認申請手数料

法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき14,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき19,000円
	(摘要) 1 建築物を建築する場合（摘要の2に規定する場合及び移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。 3 建築物を移転する場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 4 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	工作物を築造する場合（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合を除く。）	1基につき8,000円
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	1基につき4,000円

## 完了検査手数料

法第7条第1項の規定による建築物の完了検査の申請に対する審査	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき12,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき16,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき22,000円
		(摘要) 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
	法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき21,000円
		(摘要) 1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物を移転した場合の床面積の合計は、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査		1基につき9,000円	

## 中間検査手数料

法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき9,000円
	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき11,000円
	中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき15,000円
	中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき20,000円

※法：建築基準法